

# 短時間労働者に対する 健康保険・厚生年金保険の適用拡大について

健康保険が適用となった被扶養者や任意継続組合員は  
共済組合へ届出が必要です

平成28年10月1日から健康保険法等の制度改正により、勤務時間、勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で次の①～④の要件全てに該当する方を対象に健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されました。

被扶養者や任意継続組合員の方でお勤め先の健康保険に加入することとなったときは、速やかに当組合まで届け出てください。



- 要件**
- ① 週の労働時間が20時間以上
  - ② 雇用期間が1年以上
  - ③ 賃金月額8.8万円(年収106万円)以上
  - ④ 学生でないこと
- ※従業員501人以上の企業(国・地方公共団体を含む。)を強制適用対象とする。

年 収	組 合 員		被 扶 養 者		
	扶養手当 <sup>※1</sup>	所得税の扶養控除	住民税 <sup>※1</sup>	所得税	社会保険料
100万円以下	有	有	非課税	非課税	不要
100万円超 103万円以下	有	有	課税	非課税	不要
103万円超 106万円未満	有	無	課税	課税	不要
106万円以上 130万円未満	有	無	課税	課税	必要 <sup>※2</sup>
130万円以上	無	無	課税	課税	必要

※1 扶養手当は勤務先の給与規定、住民税は市町村の条例により異なります。

※2 前記の要件に該当する方のみ対象となります。

## 健康保険・厚生年金保険の加入が義務付けられている事業所があります

株式会社等の法人事業所や一定の要件(※)に該当する個人事業所は健康保険・厚生年金保険の加入が義務付けられています。

法人事業所では、代表者等も健康保険の加入対象になるため、従業員だけでなく代表者等も被扶養者に認定できません。

このほか、当組合の被扶養者認定基準では、個人事業主は従業員を1人でも雇用している場合は被扶養者に認定できませんのでご注意ください。

※次の事業内容の個人事業所で常時5人以上の従業員がいる場合

製造業・土木建築業・鉱業・電気ガス事業・運送業・清掃業・物品販売業・金融保険業・保管賃貸業・媒介周旋業・集金案内広告業・医療保険業・通信報道業など

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413